

名鉄看護専門学校 障害等のある学生支援の基本方針

2024年3月制定

名鉄看護専門学校（以下、「本校」という。）は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の定めに基づき、本校において、障害により学生生活に不利益が生じないように、合理的配慮を提供することによって、障害のある学生が就学を継続できることを目指し以下の事項を定める。

1. 定義

合理的配慮とは、障害のある人が教育を受ける権利を行使できるよう、本校が必要かつ適当な変更・調整を行うことである。それは状況に応じて個別に必要とされるものであり、かつ本校に対して過度の負担を課さないものをいう。

2. 支援対象

支援の対象となる障害のある学生とは、本校に入学を希望する人及び本校に在籍する学生で身体障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という）があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。原則として、本人からの要請があり、障害手帳や医師の診断書等の根拠資料があるものとする。根拠資料がない場合でも、本校の運営会議及び教務会議において認定した場合、支援の対象とする。

3. 支援体制

障害のある学生の修学に向けた建設的対話の場を通じて検討し、その具体的な内容を決定する。その支援内容については当該学生本人の声に耳を傾けながら適宜必要な見直しを行う。

学校長を中心とする学生生活に関わるすべての教職員が、積極的に連携しながら実施する。

4. 障害に対する理解促進と意識啓発

教職員および学生に対して、障害に関する理解を深めるとともに、障害のある学生の支援に対する意識向上を図ることにより、その支援に関する理解の促進と意識啓発に取り組んでいくものとする。